

○一般社団法人墨田区観光協会ホームページバナー広告掲載事務取扱要綱

令和4年7月5日

4 墨観協発第 87 号

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人墨田区観光協会ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) ホームページ 一般社団法人墨田区観光協会（以下「観光協会」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 画像で表示された情報「バナー」により、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトにはリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 広告枠 広告を掲載するためホームページ上に表示された区域をいう。

(広告枠の位置等)

第3条 広告枠は、ホームページのトップページに置くものとする。

(広告の基準)

第4条 広告の対象とするウェブサイトは、墨田区の観光や産業の振興に関するウェブサイトとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、またはそのおそれがあると認められるものについては、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) ホームページの運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明瞭であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (14) その他掲載する広告として適当でないと観光協会が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 横 408 ピクセル、縦 124 ピクセル
- (2) データ容量 100 キロバイト以内

- (3) 画像形式 GIF 形式又は JPEG 形式
 - (4) 文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるように配慮すること。
- 2 広告の禁止事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 画像の点滅、切り替え、反転等の動きのある表示
 - (2) 透過色のもの
 - (3) 閲覧者の意思に反した動きをする表現又は閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示
 - (4) テキストボックス等、実際には機能しない表示
 - (5) その他広告の表示として適当でないと観光協会が認めるもの
- (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、年度単位とする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する年度の最初の営業日とする。ただし、営業日は観光協会の営業日とし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する年度の末日とする。
- (広告の募集方法)

第7条 広告は、原則としてホームページにより募集するものとする。

- 2 前項の規定による募集は、随時行うことができるものとする。
- 3 観光協会は、前項の規定により募集する場合は、広告主となり得る者等に対して書面を送付して案内することができるものとする。
- (広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、一般社団法人墨田区観光協会ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）により、掲載を希望する前年度の2月末までに観光協会へ申込みのものとする。

- 2 前項に規定する期日以降に掲載を希望する者は、希望する広告開始日の前々月末までに一般社団法人墨田区観光協会ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）により、観光協会へ申込みのものとする。
- (広告掲載の決定)

第9条 観光協会は、前条の規定による申請があった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 観光協会は、前項の規定により広告を掲載することと決定したときは、一般社団法人墨田区観光協会ホームページバナー広告掲載決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知し、別途、広告掲載に係る契約を締結するものとする。
- 3 観光協会は、第1項の規定により広告を掲載しないことと決定したときは、一般社団法人墨田区観光協会ホームページバナー広告不掲載決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 広告の掲載優先順位は次の各号の申込者の順位により決定するものとする。ただし、同一順位の場合は、掲載希望期間の長い広告を優先することとし、同じ場合には、申込みの先着順とする。
- (1) 観光協会会員による広告

- (2) 広域の観光関連団体等による広告
 - (3) 企業のうち公共性が高く、かつ区内に事業所等を有するものの広告
 - (4) 前各号の規定に該当しない私企業又は自営業で、区内に事業所等を有するもので、墨田区の観光振興及び産業の発展に資するものの広告
 - (5) その他の私企業又は自営業等の広告
- (広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 広告主は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき広告原稿を作成し、観光協会が指定した日までに提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 観光協会は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

観光協会会員	1 枠 (年度)	120,000 円 (税抜)
上記以外のもの	1 枠 (年度)	144,000 円 (税抜)

- 2 年度の途中から掲載する場合は、前項の掲載料を月割りし、掲載料金を算出するものとする。

(広告掲載料の支払い)

第 12 条 広告主は、前条の規定で定めた広告掲載料を観光協会が発行する請求書に基づき、観光協会が指定した日までに一括で支払うものとする。ただし、やむを得ない事由があると観光協会が認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 観光協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第 11 条第 3 項の規定により定められた日までに広告掲載料が支払われないとき。
- (3) 第 4 条又は第 5 条の規定に反すると判断したとき。

- 2 観光協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 観光協会は、既に支払われた広告掲載料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、観光協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった月数に応じて、第 11 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、月割り計算により算出した金額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 か月未満の場合は、返還しないものとする。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の内容を変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、観光協会にあらかじめ協議をした上で、第 10 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告のリンク先を変更しようとする場合は、観光協会にあらかじめ協議をした上で、変更内容を協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先ウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、観光協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

様式 省略